

第28回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会	
平成29年11月21日	参考資料5

生活衛生適正化分科会 に係る参考資料

厚生科学審議会各分科会・部会の審議内容

厚生科学審議会	
生活衛生適正化分科会	・振興指針に関すること ・標準営業約款の認可に関すること 等
予防接種・ワクチン分科会	・予防接種に追加するワクチンに関すること ・予防接種に関する基本的な計画に関すること 等
予防接種基本方針部会	・予防接種に関する基本的な計画に関すること ・定期接種ワクチンの技術的検討等に関すること 等
研究開発及び生産・流通部会	・開発優先度の高いワクチンに関すること ・ワクチンの研究・開発等に関すること 等
副反応検討部会	・子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の一時差し控えに関すること ・予防接種後副反応報告の評価等に関すること 等
感染症部会	・中東呼吸器症候群（MERS）の感染症法上の取扱い等に関すること ・多剤耐性結核菌の病原体等管理規制の対象範囲の見直しに関すること ・感染症法の見直しに関すること
結核部会	・結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項（結核に係る事項に限る。）を処理すること
科学技術部会	・疫学研究、臨床研究倫理指針に関すること ・厚生科学研究費に関すること 等
医療関係者部会	・医療関係職種（学校又は養成所）に関すること ・医療関係職種の養成施設の指定又は認定に関すること （※医療関係職種→保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師）
疾病対策部会	・難病対策に関すること ・リウマチ・アレルギー対策に関すること ・移植医療対策に関すること 等
地域保健健康増進栄養部会	・健康日本21に関すること ・健康づくりに関する基準等の策定に関すること 等
生活環境水道部会	・水質基準等の見直しに関すること 等
生殖補助医療部会	・生殖補助医療の制度整備の具体化のための検討
健康危機管理部会	・原因が明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること 等
再生医療等評価部会	・再生医療等安全性確保法に関すること。 ・遺伝子治療臨床研究に関すること。 （平成26年11月以降科学技術部会より移管（調整中）） 等
がん登録部会	・がん登録等の推進に関する法律に基づく政省令、指針等に関すること ・がん登録等の推進に関する法律に基づくがん登録等の情報の提供に関すること 等

厚生科学審議会各分科会

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）〔抄〕

（厚生科学審議会）

第8条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
 - イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項
 - ロ 公衆衛生に関する重要事項
 - (2) 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
 - (3) 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。
 - (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、検疫法（昭和26年法律第201号）及び **生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律** 及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

厚生科学審議会令第5条（分科会） → 「生活衛生適正化分科会」

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会所掌事務

- 1 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議する
 - 2 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第2項の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること
- (1) 生活衛生同業組合が定める適正化規定の認可・変更・取消しに関すること。（法第9条第1項、第11条第1項、第2項関係）
 - (2) 生活衛生同業組合連合会が定める適正化基準の認可・変更に関すること。（法第55条関係）
 - (3) 全国生活衛生営業指導センターが定める標準営業約款の認可・変更に関すること。（法第57条の12第1項関係）
 - (4) 厚生労働大臣が定める公正な競争状態の判断基準に関すること。（法第9条第4項関係）
 - (5) 厚生労働大臣が行う料金又は営業方法の制限に関する勧告、命令に関すること。（法第56条の6第1項、第57条第1項関係）
 - (6) 厚生労働大臣が定める振興指針の策定に関すること。（法第56条の2第1項関係）

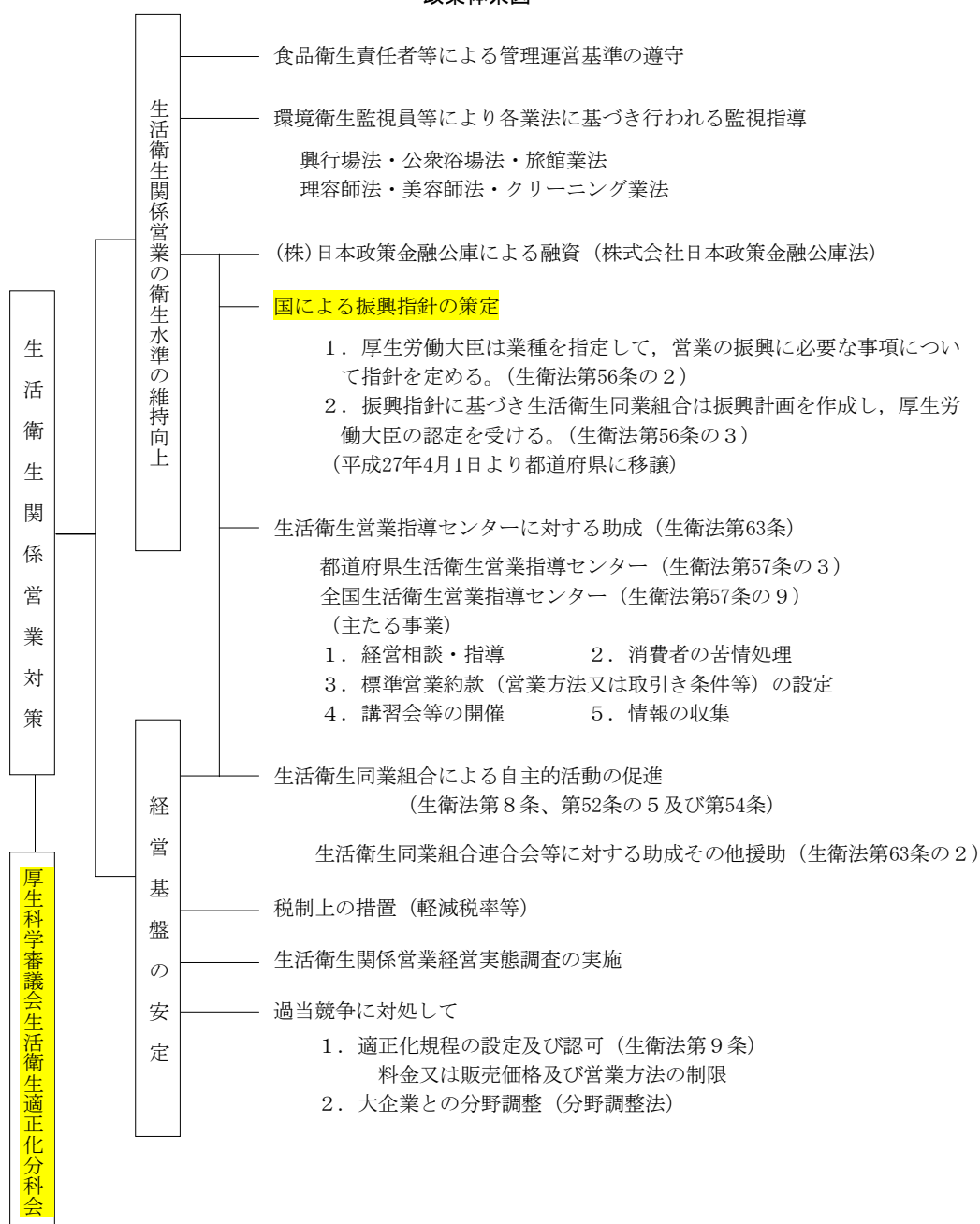
生活衛生関係営業に対する政策体系

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十二年六月三日法律第百六十四号)

(目的)

第一条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

政策体系図

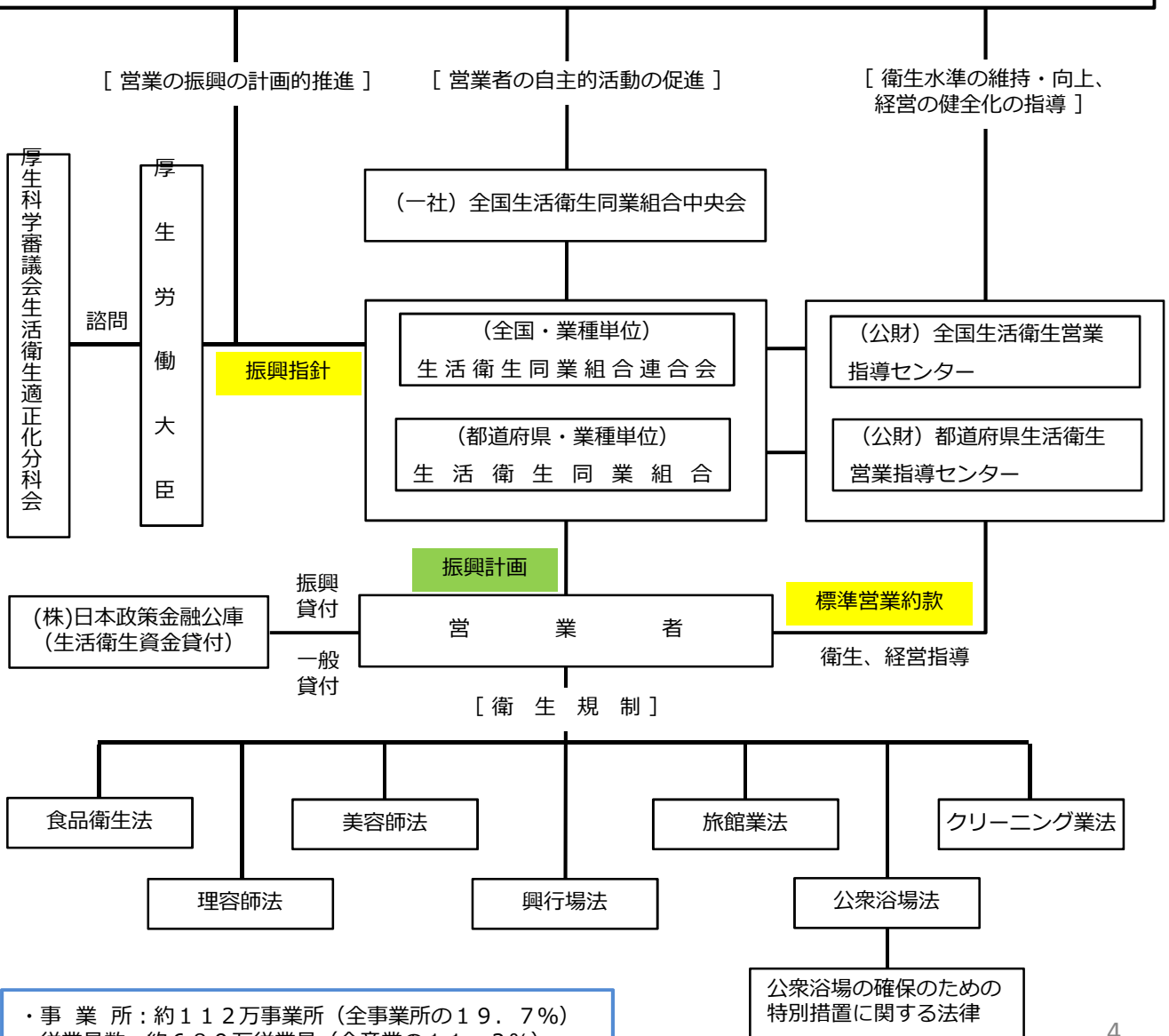


生活衛生関係諸法の体系

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、振興と規制が一体となって経営の健全化と衛生水準の向上を図ることが必要。

（１７業種）

- ①すし ②めん類 ③中華調理 ④社交 ⑤料理 ⑥一般飲食 ⑦喫茶 ⑧食鳥肉 ⑨食肉 ⑩氷雪
⑪理容 ⑫美容 ⑬興行場 ⑭ホテル・旅館 ⑮簡易宿所 ⑯公衆浴場 ⑰クリーニング



- ・事業所：約１１２万事業所（全事業所の１９．７％）
- ・従業員数：約６８９万従業員（全産業の１１．２％）

資料：総務省「平成24年経済センサス」

振興指針及び振興計画のあらまし

I 振興指針

- 振興指針の目的**
生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とし設定する。
- 振興指針の性格**
振興指針は、業界全体の振興を図るために設定されるものであり、組合又は小組合が策定する振興計画の基準になるものである。
- 設定業種の指定**
厚生労働大臣が生衛業のうち、17業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項)
- 振興指針の告示**
振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

III 振興事業に対する国の特別配慮

- ・融資上の恩恵(法第56条の4)
振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

II 振興計画

- 振興計画の策定目的**
組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。
- 策定者**
組合及び小組合
- 振興計画の記載事項**
 - 振興事業の目標
 - 振興事業の内容及び実施時期
 - 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等
- 振興計画の認定**
組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、厚生労働大臣(都道府県知事)の認定を受けなければならない。

【各業種の認定状況(平成29年3月31日現在)】

クリーニング業	47件	飲食店営業(すし店)	40件
理容業	47件	美容業	47件
飲食店営業(めん類)	23件	旅館業	47件
簡易宿所	3件	食肉販売業	44件
飲食店営業(一般飲食業)	36件	飲食店営業(中華料理業)	22件
飲食店営業(料理業)	28件	飲食店営業(社交業)	38件
喫茶店営業	27件	食鳥肉販売業	16件
興行場営業	29件	浴場業	24件
氷雪販売業	5件	合計	523件

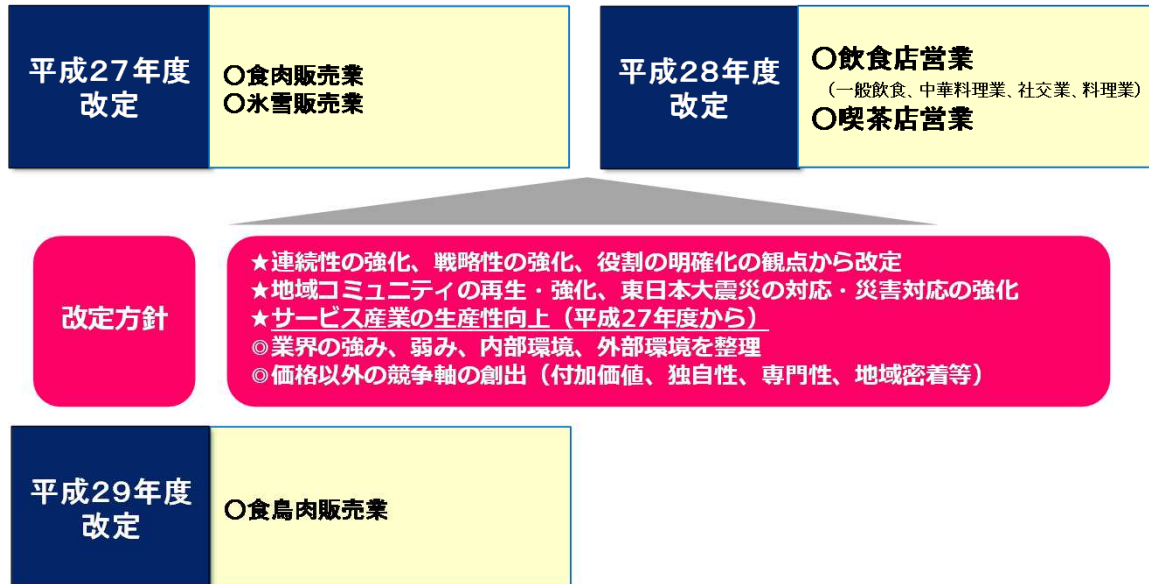
- 実施状況の報告**
振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について厚生労働大臣(都道府県知事)に報告しなければならない。

振興指針の今後の改定予定について

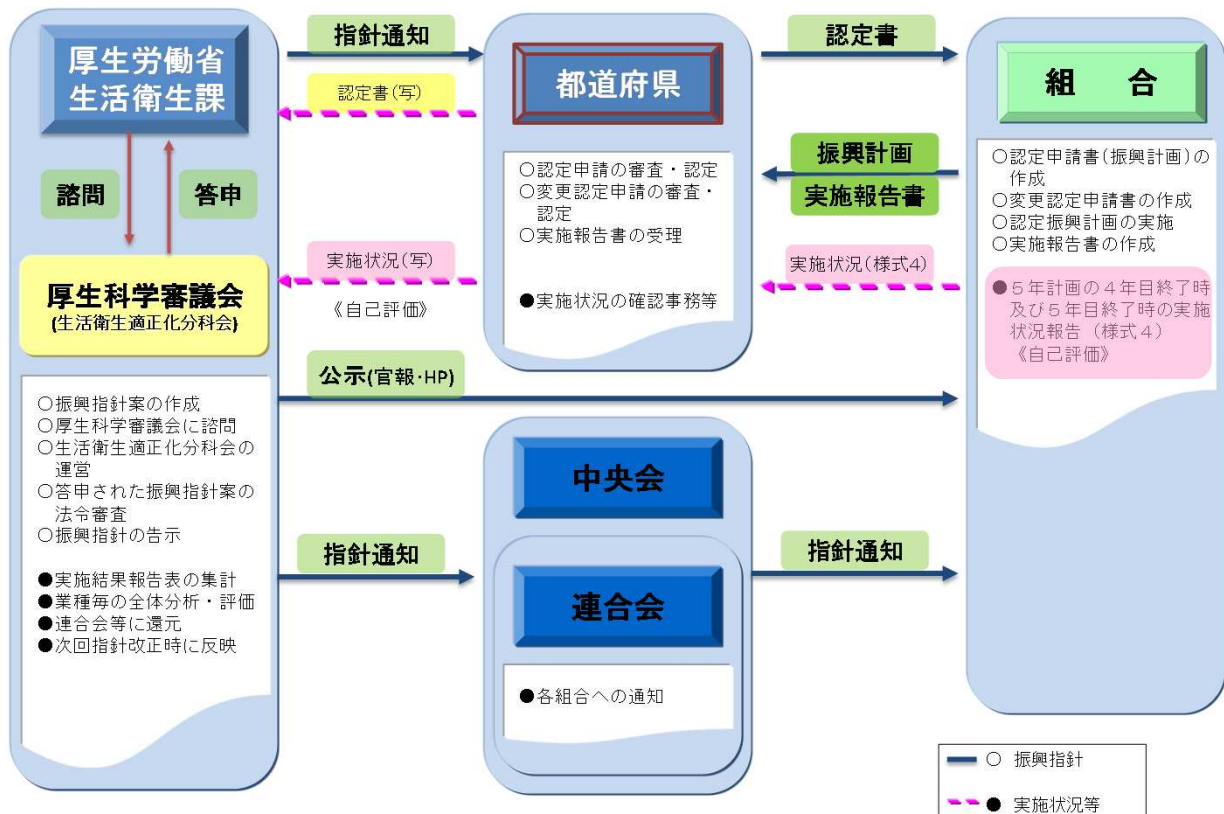


生活衛生関係営業の振興指針の改定について

振興指針は、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として、業種毎に設定されるものであり、5年毎に、厚生科学審議会（生活衛生適正化分科会）の意見を聴いて改定。



振興計画の変更等に関する事務フロー図



標準営業約款制度について

全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができます。



① Safety…安全であること

Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

厚生労働大臣が指定する業種

- ☐ 理容業 ☐ 美容業 ☐ クリーニング業
- ☐ めん類飲食店営業 ☐ 一般飲食店営業

登録等について

② Sanitation…清潔であること

Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

③ Standard…安心であること

Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、(公財)都道府県生活衛生営業指導センターに登録します。
- ② 登録を受けた営業者は、(公財)全国生活衛生営業指導センターが厚生労働大臣の承認を得て定める様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっています。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。なお、登録営業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期間は、5年となっています。